

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九条第三項（同法第五十五条第二項及び第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六条第三項（同法第四十六条第二項（同法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第三十四条の二十の三第二項（同法第三十四条の三十第二項、第三十四条の三十九第二項、第三十四条の四十二第二項、第三十四条の四十八第二項、第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第八十五条第四項、第一百三十三条第二項及び第一百三十一条第二項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第五十五条第二項（同法第五十条の四（同法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する同法第三十四条の二十の三第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 証券取引法第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の二十第二項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第一百五十一条並びに第一百五十五条の九の規定</p> <p>ロ 外国証券業者に関する法律第三十一条の規定</p> <p>ハ 金融先物取引法第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項及び第九十条第一項の規定</p> <p>ニ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定</p>

において準用する場合を含む。)の規定

ヘ 金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項から第三項まで、第一百十三条第一項及び第三百三十一条第一項の規定

ト 資産の流動化に関する法律第五十六条第一項（同法第五十条の四（同法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

チ 社債等の振替に関する法律第二十條第一項（同法第四十三條第三項において準用する場合及び同法第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

リ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十六条第一項の規定

ヌ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項の規定

ル 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第十条の規定

二 証券取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第七十七條第二号の規定による検査 別紙様式第一の二

（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）

（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）

第二条 証券取引法第二百十四条（外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第七十四条の規定により委員会の職員（証券取引法第二百二十四条第二項（外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第一百八十四条第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

第二条 証券取引法第二百十四条（外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第一百十条の規定により委員会の職員（証券取引法第二百二十四条第二項（外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八条において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第一百二十条第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

別紙様式第一

(委員会用)

写 真 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---------	--

検 査 証 票 第 号
職 名 (又は官職) _____ 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____
上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び別項事件の調査をするとき携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第1条に規定する証券取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印

(財務局又は福岡財務支局用)

写 真 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---------	--

検 査 証 票 第 号
職 名 (又は官職) _____ 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____
上記の者は、証券取引等監視委員会の職員が検査及び別項事件の調査をするとき携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令第1条に規定する証券取引法その他の法令の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦 6.0cm×横 8.5cm とする。

別紙様式第一

(委員会用)

写 真 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---------	--

検 査 証 票 第 号
職 名 (又は官職) _____ 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、証券取引法(昭和123年法律第25号)、外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)、金融作物取引法(昭和163年法律第77号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 証券取引等監視委員会 印

(財務局又は福岡財務支局用)

写 真 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---------	--

検 査 証 票 第 号
職 名 (又は官職) _____ 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、証券取引等監視委員会から委任を受けて、証券取引法(昭和123年法律第25号)、外国証券業者に関する法律(昭和46年法律第5号)、金融作物取引法(昭和163年法律第77号)及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。
平成 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦 6.0cm×横 8.5cm とする。

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則（平成十年総理府・大蔵省令第八号）

改正案

現行

（削る）

（権限の委任）

第四十一条 法第六十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五十三条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第百五十六条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社の主たる営業所以外の営業所又は事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社の当該従たる営業所等以外の営業所又は事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所又は事務所に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 | 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。